



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

- 規則
  - \*1 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 （会計課）..... 1
- 告示
  - 99 大規模小売店舗の変更の届出 （商工振興課）..... 2
  - 100 " （ " ）..... 3
  - 101 日高川土地改良区の役員の就退任 （農業農村整備課）..... 4
  - 102 保安林の指定施業要件変更予定 （森林整備課）..... 6
  - 103 " （ " ）..... 6
  - 104 " （ " ）..... 6
  - 105 " （ " ）..... 7
  - 106 " （ " ）..... 7
  - 107 " （ " ）..... 8
  - 108 " （ " ）..... 8
  - 109 令和3年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 （教育委員会）..... 8
- 選挙管理委員会告示
  - 2 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 10
  - 3 政治団体の解散の届出 ..... 11
  - 4 政治団体の設立の届出 ..... 12
- 公告
  - 入札公告 （教育委員会）..... 12

## 規 則

### 和歌山県規則第1号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定代理納付者による歳入の納付） 第29条の3 歳入徴収者は、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下この条及び第66条第1項において「指定代理納付者」という。）が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用する納入義務者から、令第157条の2第2項に規定する番</p>	<p>（指定代理納付者による歳入の納付） 第29条の3 歳入徴収者は、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下この条において「指定代理納付者」という。）が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用する納入義務者から、令第157条の2第2項に規定する番号、記号その他の</p>

号、記号その他の符号を通知して、指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させる申出があったときは、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

2・3 略

（繰替払）

第66条 次の各号に掲げる経費の支払については、令第164条第5号の規定に基づき、出納員又は収納員をしてその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。

- (1) 競輪開催地において支払う事故補填金、事故補償金、従業員の賃金並びに失業保険印紙及び日雇労働者健康保険印紙の購入費 競輪の投票券の発売代金
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入に係る手数料 当該指定代理納付者が納付する収入金

2 略

符号を通知して、指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させる申出があったときは、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

2・3 略

（繰替払）

第66条 競輪開催地において支払う事故補填金、事故補償金、従業員の賃金並びに失業保険印紙及び日雇労働者健康保険印紙の購入費の支払については、令第164条第5号の規定に基づき、出納員又は収納員をしてその収納に係る競輪の投票券の発売代金を繰り替えて使用させることができる。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第99号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イズミヤ和歌山店  
和歌山県和歌山市新生町7番20号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント 代表取締役 黒松弘育  
大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称  
（変更前）イズミヤ株式会社  
（変更後）株式会社エイチ・ツー・オーアセットマネジメント
- 4 変更年月日  
平成28年7月1日
- 5 変更した理由  
商号変更のため

- 6 届出年月日  
令和2年12月11日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年2月2日から同年6月2日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
下万呂ショッピングセンター  
和歌山県田辺市下万呂573番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
丸長商事株式会社 代表取締役 柴田哲男  
和歌山県和歌山市和歌浦東四丁目3番5号  
株式会社東海セイムス 代表取締役 北原直仁  
三重県松阪市久保町1456番地4  
アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役 野島廣司  
神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
- 3 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗の店舗面積  
(変更前) 1,488㎡  
(変更後) 2,626㎡
- (2) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 315台（建物南側、建物北側、建物屋上、建物西側）  
(変更後) 171台（敷地南側、敷地北側、敷地西側）
- (3) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 80台（建物北側、建物南側）  
(変更後) 102台（A棟北側、A棟南側、C棟東側、D棟南東側）
- (4) 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 193㎡（建物西側、建物北側）  
(変更後) 232㎡（A棟西側、B棟北側、C棟南東側、D棟北東側）
- (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 110㎡ (店舗西側、店舗東側)

(変更後) 114㎡ (A棟西側、B棟東側、C棟南側)

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 紀南農業協同組合 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

有限会社ダイナミック 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

(変更後) 紀南農業協同組合 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

有限会社ダイナミック 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

未定店舗 開店時刻 午前8時30分

閉店時刻 午後11時

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7か所 (敷地東側1か所、敷地北側4か所、敷地西側2か所)

(変更後) 6か所 (敷地東側1か所、敷地北側3か所、敷地西側及び北側各1か所)

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設あ 午前9時から午後8時まで

荷さばき施設い 午前9時から午後8時まで

(変更後) 荷さばき施設あ 午前9時から午後8時まで

荷さばき施設い 午前9時から午後8時まで

荷さばき施設う 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設え 午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

令和3年8月26日

5 変更する理由

敷地内への別棟の増床に伴う、施設の配置等の計画変更のため

6 届出年月日

令和2年12月25日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)

田辺市商工観光部商工振興課 (田辺市新屋敷町1番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年2月2日から同年6月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、日高川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和3年1月15日退任）

職名 氏 名 住 所

理事	橋本一男	御坊市湯川町小松原306番地
理事	最明睦夫	御坊市湯川町財部542番地
理事	岡本孝則	御坊市湯川町財部320番地
理事	三木正善	御坊市湯川町丸山681番地1
理事	北岡俊彦	御坊市藪147番地
理事	田端明	日高郡美浜町大字田井380番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	立花正幸	日高郡美浜町大字和田3124番地
理事	大嶋勝	日高郡日高川町大字小熊3501番地
理事	藤本宏治	御坊市藤田町藤井2248番地
理事	中村幸弘	御坊市藤田町吉田131番地
理事	塩路竹雄	御坊市湯川町小松原141番地
理事	松本峰生	御坊市島415番地
理事	松本清造	御坊市島659番地
理事	小森一弘	御坊市野口856番地
理事	米原哲史	御坊市野口1170番地
理事	藤田泰幸	御坊市野口1614番地
監事	岡本宗浩	御坊市湯川町財部131番地
監事	森本末廣	御坊市島266番地
監事	林伸行	御坊市野口163番地

## 2 就任した役員(令和3年1月16日就任)

職名	氏名	住所
理事	柏木祥亘	御坊市藤田町吉田778番地3
理事	織田高和	御坊市湯川町財部26番地
理事	細川幸則	御坊市湯川町財部324番地2
理事	山下敏彦	御坊市湯川町丸山91番地
理事	北岡俊彦	御坊市藪147番地
理事	田端明	日高郡美浜町大字田井380番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	立花正幸	日高郡美浜町大字和田3124番地
理事	大嶋勝	日高郡日高川町大字小熊3501番地
理事	藤本宏治	御坊市藤田町藤井2248番地
理事	中村幸弘	御坊市藤田町吉田131番地
理事	中西孝之	御坊市湯川町小松原140番地
理事	松本峰生	御坊市島415番地
理事	小林秀樹	御坊市島788番地
理事	小森一弘	御坊市野口856番地
理事	米原哲史	御坊市野口1170番地
理事	藤田泰幸	御坊市野口1614番地
監事	岡本宗浩	御坊市湯川町財部131番地
監事	森本末廣	御坊市島266番地
監事	林伸行	御坊市野口163番地
監事	内田讓	日高郡日高川町大字小熊6027番地21

## 和歌山県告示第102号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第103号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第104号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第105号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第106号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第107号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第108号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第109号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和3年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年2月2日



## 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

## (1) 業務の名称

令和3年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務

## (2) 契約期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することのできる者は、令和3年2月2日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(9) 和歌山県が定める仕様書に基づき、適正に業務を遂行することができると認められる回答書を提出した者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 個人にあっては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

キ 役員調書

ク 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ケ 使用印鑑届

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(2) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の

規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「図書」に登載されている者については、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

- (3) (1) のア、イ、キ及びケからシまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、令和3年2月2日（火）から同年3月2日（火）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、令和3年2月24日（水）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館1階 総務課会議室

##### (2) 日時

令和3年2月4日（木）午後2時30分

#### 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年2月2日（火）から同年3月2日（火）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番38号  
郵便番号 641-0051  
電話番号 073-436-9520  
ファクシミリ番号 073-436-9511

#### 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和3年3月19日（金）までに郵送により送付する。

#### 9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日（以下「県の休日」という。）及び月曜日を除く。）以内の日の午前9時から午後5時までの間に、書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して、3日（県の休日及び月曜日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出は、6に掲げる場所で受け付ける。

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
宮井あきら後援会	倉尾直樹	代表者	倉尾直樹	宮井章	令和 2.12.7
		会計責任者	宮井努	倉尾直樹	令和 2.12.7
垣内憲一とチャレンジ!そして橋本市が変わる会	垣内靖弘	主たる事務所の所在地	橋本市境原499-3	橋本市境原437	令和 2.12.14
川端康史を支援する会	金堀皓貴	代表者	金堀皓貴	穂谷凌	令和 2.12.3
		会計責任者	更家純	廣中謙一	令和 2.12.3
寺本みつかずさつき会	西川和美	会計責任者	曲里育子	尾初瀬鈴子	令和 2.12.10
山田好雄後援会	廣中謙一	代表者	廣中謙一	富村健次	令和 2.12.3
		会計責任者	金堀皓貴	穂谷凌	令和 2.12.3
谷口和樹後援会	榎本和人	代表者	榎本和人	浅里耕一郎	令和 2.12.21
田中ひろゆき後援会	後藤秀昭	代表者	後藤秀昭	福田一亮	令和 3.1.4
岡本庄三後援会	岡本英之	代表者	岡本英之	岡本庄三	令和 3.1.5

## 和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
なみかわてつじ後援会	並河哲次	令和 2.12.12
元気あふれる御坊市の会	二階俊樹	令和 2.12.15
今城敏仁後援会	阪田宗久	令和 2.12.31
菅原博之後援会	菅原博之	令和 2.12.31

## 和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年2月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
夢を語る会	小野恵	小野道夫	東牟婁郡串本町サンゴ台1060-144	令和 2.12.7
池原ひろき後援会	神谷弘起	池原澄	海南市黒江692	令和 2.12.28
三源会	古田謹章	瀬戸啓史	御坊市島919-1	令和 3.1.7
谷さだみ後援会	谷貞見	谷口弘美	田辺市鮎川542番地の2	令和 3.1.12

## 公 告

## 入 札 公 告

令和3年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

令和3年度

## (2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式

## (3) 調達物品の仕様等

仕様書（図書）及び令和3年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札説明書（以下、「仕様書及び入札説明書」という。）による。

## (4) 納入場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館

田辺市新庄町3353-9

和歌山県立紀南図書館

## (5) 納入期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県告示第109号に規定する令和3年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館総務課

## (2) 期間

令和3年2月2日（火）から同年3月2日（火）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

## 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問するものとし、その後は令和3年2月24日（水）までの月曜日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立図書館資料課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 入札説明会の場所及び日時

入札説明会の場所及び日時は、次のとおりとする。

## (1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館1階 総務課会議室

## (2) 日時

令和3年2月4日（木）午後2時30分

## 6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号  
和歌山県立図書館1階 総務課会議室

## イ 入札日時

令和3年3月23日（火）午後2時30分

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和3年3月23日（火）午後2時までに和歌山県立図書館資料課に必着するように行わなければならない。

## 7 入札方法

入札者は、資料（図書）の本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対する納入金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の割合（百分率で表示するものとし、小数点以下第1位までとする。以下「納入率」という。）を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、5に掲げる入札説明会において示す納入資料（図書）予定金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「納入資料（図書）予定金額」という。）の100分の5以上の額

の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、納入資料（図書）予定金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県よりこの一般競争入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、予定納入率の範囲内で最低の納入率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同納入率の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館資料課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9520

ファクシミリ番号 073-436-9511

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この一般競争入札は、令和3年2月和歌山県議会定例会において、令和3年度和歌山県当初予算案が議

決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

The material delivery business of Wakayama Prefectural Library : 1 set

(2) Date and time for tender :

2:30 P.M. Tuesday 23 March 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 2:00 P.M. Tuesday 23 March 2021)

(3) Contact point for the notice :

Library Material Division of Wakayama Prefectural Library,

1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051, Japan

TEL 073-436-9520

FAX 073-436-9511